

電力小売供給（低圧）承諾書兼契約締結後交付書面

2024 年 04 月 01 日

シナネン株式会社

本書面は法令に基づき交付いたします。本書面の内容を十分にお読みください。本書面はお客さまにて保管いただきますようお願い致します。

貴殿からの 2024 年 04 月 01 日付電力小売供給（低圧）申し込みにつき承諾いたしました。つきましては、以下に記載する小売電気事業者（以下、「当社」といいます。）の電気供給約款（低圧）（以下「本供給約款」といいます。）の適用を受ける以下の内容の電力の小売供給に関する契約（以下、「小売供給契約」といいます。）が貴殿と当社との間に成立したことを確認いたします。なお、本承諾書は、電気事業法第2条の14第1項にかかる交付書面を兼ねるものとし

小売電気事業者	名称、本店所在地、代表者及び登録番号	シナネン株式会社 〒108-6306東京都港区三田三丁目5番27号住友不動産三田ツインビル西館6階 代表取締役 清水直樹 登録番号A0086
	連絡先と苦情及び問合せに 応じることができる時間帯	シナネンでんきカスタマーセンター TEL：0570-034-597 受付時間：平日9時～18時00分（日・祝日除く） 【停電・その他でんきのトラブルに関する上記以外の時間帯の連絡先（シナネンでんき駆けつけサービス） 東京電力エリア TEL：0120-995-007 その他のエリア TEL：0120-911-972 ※停電・その他でんきのトラブルは東京電力パワーグリッド株式会社又は同社の協力会社にて対応いたします。

契約年月日	2024 年 04 月 01 日
供給地点特定番号	
契約種別・プラン名	但し、使用場所住所に準ずるエリアの料金が優先されます。
契約電力、契約電流又は契約容量	契約電流 A/ 契約容量 kVA/ 契約電力 kW なお、供給開始日以降当社のシナネンでんきカスタマーセンターにお申し出いただくことにより契約電流の変更が可能です。
供給電圧及び周波数	・供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトです。 ・周波数は標準周波数50ヘルツ/60ヘルツです。
料金及び料金算定方法	料金は、(a)基本料金+(b)電力量料金（従量料金）+(c)再生可能エネルギー発電促進賦課金+(d)燃料費調整額+(e)調達調整額の合計に、お客さまの電気需給契約に適用される場合には、(f)再エネ・実質再エネメニュー別料金+(g)あかりの森プロジェクト料金を加えたものとします。また、(h)サポーターズ料金も別途加算されます。 ・(a)基本料金単価及び(b)電力量料金（従量料金）単価は別紙1料金表記載のとおりとします。 ・(c)再生可能エネルギー発電促進賦課金及び(d)燃料費調整額はお客さまの需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者（その小売電気事業を承継したものを含みます。）の高圧供給の場合に準ずるものとします。 ・(e)調達調整額は、別紙1料金表記載のとおりとします。 ・(f)再エネ・実質再エネメニュー別料金及び(g)あかりの森プロジェクト料金は、別紙1料金表記載のとおりとします。 ・但し、上記により算定された基本料金と電力量料金（従量料金）と燃料費調整額の合計が料金表に記載の最低月額料金を下回る場合は、当該最低月額料金を請求いたします。またその場合、調達調整額、再エネ・実質再エネメニュー別料金、あかりの森プロジェクト料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金は電気料金に別途加算させていただきます。 【料金表】（消費税・地方消費税込）

	別紙1「料金表」記載のとおり
再エネ・実質再エネメニュー	実質再エネ比率100%メニュー（調整後排出係数：0.000kgCO₂/kWh） (a)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の非FIT再エネ電気、(b)再生可能エネルギー指定の非化石証書付のFIT電気（※1）、又は、(c)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の(a)もしくは(b)以外の電気を100%提供するものです（※2）。当社は、お客さまの使用電力量に相当する量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を取得し、使用します。 ※1 FIT電気の調達費用の一部は需要家の負担する賦課金により賄われており、FIT電気自体にはCO₂ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー電源としての価値がなく、非化石証書が使用される場合に限りCO₂ゼロエミッション価値を有することとなります。使用される非化石証書が再生可能エネルギー指定の非化石証書である場合はCO₂ゼロエミッション価値とともに再生可能エネルギー電源としての価値も有することとなります。 ※2 (c)の場合の主な電源種は、日本卸電力取引所から調達した電気、FIT電気、火力発電所（石炭、ガス）、太陽光発電所、水力発電所等により発電された電気です。実績値は確定後ウェブサイト（https://akarinomori.com/img/faq/power_configuration_2021.pdf）でご案内します。
排出係数メニュー	該当ありません。
あかりの森プロジェクトへの参画	別紙1記載のとおり。 当社が行っているあかりの森プロジェクトに参画するための料金の、プロジェクトの内容の詳細につきましては当社のウェブサイト（https://akarinomori.com/project/）にてご確認ください。なお、あかりの森プロジェクト料金は寄付にはあたりません。
工事費等お客さまにご負担いただく費用	新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、又はお客さまの希望による供給設備変更に係る工事費用はお客さまにご負担いただくことがあります。また、料金算定上必要な計量器その他付属装置及び区分装置は原則としてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（事業の全部の譲渡、合併又は会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限りません。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含み、以下、「本一般送配電事業者」といいます。）の負担で取り付けます。その他詳細は本供給約款第45条及び第46条に記載のとおりです。
その他お客さまにご負担いただく費用	・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じてその算定の対象となる料金の金額に対する年利14.6%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払方法を自動引き落としと定めている場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過して、お客さまが指定する口座から引き落とされたとき、又は料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 ・お客さまに口座振込みにてお支払いいただく際の振込手数料はお客さま負担となります。
お支払方法・支払期日	・お支払い方法は、クレジットカード払いとします。お客さまのご指定のカード会社の規約に基づきお支払いいただきます。ご利用日は翌月15日（営業日でない場合は、その後の最初の営業日）となります。お客さまからのクレジットカード会社へのお支払は、当該クレジットカード会社の規約に基づきます。ただし、クレジットカード払いができなかった場合は本小売電気事業者指定の口座に振り込みにてお支払いいただきます。 ・電気料金等のお知らせはマイページ（https://akarinomori.com/mypage/）にてご確認をお願いします。請求書、領収書の発行は行いません。
供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法	使用電力量の計量は、本一般送配電事業者が設置した記録型計量器の読みに基づき、検針における記録型計量器の読みと前回検針時の読みとの差し引きによるものとします。料金の算定期間は「1月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を行います。
お客さま側の保安等に関するご協力 （詳細につきましては本一般送配電事業者の公表する託送供給等約款（以下「本託送供給等約款」といいます。）をご参照下さい。）	お客さまの土地、又は建物への立ち入り及び調査： 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、本一般送配電事業者が、お客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。 保安に対するお客さまの協力： お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合、すみやかに本一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。 ・電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じる

	おそれがある場合 ・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合 供給の中止または使用の制限もしくは中止： 次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、又は制限していただく場合があります。 ・本一般送配電事業者又はお客さまの電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合 ・本一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合 ・その他保安上必要がある場合
契約期間及び更新時期	・契約期間は電気需給契約の成立日から始まり、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。 ・期間満了日の14日前までに別段の意思表示のない場合は、契約満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。 ・契約内容の変更・解約を希望される場合は、原則として変更・解約される14日前までにお客さまのマイページ（https://akarinomori.com/mypage/）より手続きをお願いいたします。
お客さまからの申出による解約に伴う違約金 その他のお客さまの負担となるもの	解約事務手数料： お客さまの申し出により解約となる場合、解約手続きとして事務作業が発生するため、解約事務手数料3,300円（消費税・地方消費税込）をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。 ・当社の供給可能エリア以外への転居による解約の場合 ※転居先でも引き続き当社とご契約頂ける場合は、解約事務手数料は頂きません。 ・その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合 契約後、供給開始前の契約解除： 本一般送配電事業者が供給設備の一部又は全部を設置したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を変更又は廃止される場合は、当社は本一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。 契約後1年未満の契約解除： お客さまが契約電力、契約電流又は契約容量を新たに設定された後に、1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、電気需給契約が消滅する場合、又はお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力、契約電流もしくは契約容量の変更又は電気需給契約が消滅する場合、本一般送配電事業者との間の託送供給契約に基づき当社に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。 ・サポーターズ料金：別紙1のとおり。契約満了前の解約の場合、残りの契約月数分のサポーターズ料金をお支払いいただきます。
小売電気事業者からの申出による解約	お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は電気需給契約を解約する場合があります。 ・法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、その状態が解消される見込みが立たず、当社による供給の継続が難しい状態となった場合に、当社が解約日の2ヶ月以上前までにお客さまに通知をした場合 ・お客さまの責めによる保安上の必要や電気の不正使用などで電気供給が停止されその原因となる事由が解消されない場合 ・お客さまが電気料金を支払期日をさらに15日過ぎて、なお支払われない場合 ・お客さまが電気料金以外の債務を支払わない場合 ・お客さまが支払停止状態に陥り、お客さまにつき倒産手続、強制執行手続、滞納処分等がなされた場合 ・お客さまが本供給約款に記載されている事項に違反した場合 ・お客さまが反社会的勢力と判明した場合、又は反社会的勢力の疑いがあると認められた場合
電気の使用方法的制限	お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合、又はそのおそれがある場合、お客さまの負担が必要な対策を行って電気を使用していただきます。
その他特記事項	・その他事項については、本供給約款に従い取り扱います。 ・本供給約款は、当社のウェブサイト（https://akarinomori.com/clause/）にて掲示しております。また、当社が必要と判断した場合には、本供給約款を変更することがあります。その際には、上記当社のウェブサイト等を通じてお客さまに予めお知らせいたします。なお、書面による本供給約款をご希望のお客さまは、シナネンでんきカスタマーセンタ

	一までご連絡下さい。 ・実質再エネ比率メニューあるいは排出係数メニューの需要にあわせて再生可能エネルギー指定の非化石証書を取得し、使用します。 ・お客さまは、次の事項につきあらかじめご承諾いただくものとします。 ①電気需給契約を更新する場合には、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、法第2条の13の書面を交付することなく更新後の契約期間のみを説明することができ、法第2条の14にもとづき交付すべき書面の記載事項については、当社の名称および住所、契約年月日、供給地点特定番号ならびに当該更新後の新たな契約期間のみとすることができるものとします。 ②電気需給契約を変更する場合には、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、当該変更をしようとする事項のみを説明することができ、法第2条の13および第2条の14にもとづき交付すべき書面の記載事項は、法第2条の13にもとづき交付すべき書面については、当社等の名称および住所ならびに当該変更をしようとする事項のみとし、法第2条の14にもとづき交付すべき書面については、当社等の名称および住所、契約年月日、供給地点特定番号ならびに当該変更をしようとする事項のみとすることができるものとします。 また、上記にかかわらず、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、当該変更をしようとする事項の概要について説明すれば足り、また、法第2条の13および第2条の14の書面を交付しないことができるものとします。 ③当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、お客さまに交付すべき法第2条の13および第2条の14の書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を当社のウェブサイト、電子メール等の電磁的方法によりお客さまに提供することができるものとします。 ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約の中途解約に伴う解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。 ・限定特典の内容は別紙2のとおりです。
個人情報の取扱いについて	1. お客さまの個人情報は、電気設備、供給設備その他電力の供給を行うために必要な設備の設置及び維持その他電力の供給を行うために必要な一切の行為並びに請求業務及び当社の取扱い商品に関する情報提供に使用いたします。 2. お客さまの個人情報は、媒介業者から当社に提供され、前項の目的のために使用されます。 3. お客さまの個人情報は、本託送供給等約款所定の場合等業務上必要な場合に他の小売電気事業者、本一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関に提供される場合があります。 4. お客さまの個人情報は、電気設備、供給設備その他電力の供給を行うために必要な設備の点検、修理又は取替え工事等を行うために個人情報の取扱いに関する契約書を締結した上で、外注先に提供する場合があります。 5. お客さまの個人情報は、当社が主催、共催するイベント・キャンペーン案内に利用させていただく場合があります。 6. お客さまは、当社に対して、いつでも、当社が保有する保有個人データを開示するように求めることができます。 7. お客さまは当社が保管・管理している個人情報に、お知らせ、訂正、追加、削除のご希望がある場合は前頁の連絡先までお知らせください。当社の個人情報保護基準に沿って適切に対応させていただきます。 8. お客さまが当社に債務を残したまま連絡がつかない場合には、当社は第三者にお客さまの連絡先の開示を求めることがあります。お客さまにはこの場合個人情報開示に同意していただきます。
上記以外の電気供給約款の変更	当社は、2023年4月1日に本供給約款の改定を実施いたしました。本供給約款の改定に係る小売供給契約の変更点に関しては、別紙3「電気供給約款の見直し」をご覧ください。

別紙1

料金表

以下の金額は税込みとなります。

※上記料金に燃料費調整額を加算あるいは減算し、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額を請求いたします

※燃料費調整額は、供給エリアに対応するみなし小売電気事業者の高圧供給に準じます

別紙2

限定特典の内容

メニュー名	プラン名 (いずれも、従量電灯A、従量電灯B、従量電灯C、スマートライフS/Lにつき共通)	加入特典		イベント	季節のおたより	オリジナルグッズ購入権利	CO2削減証明書	
		内容	時期	参加権	送付		送付	時期
サポーターズプラン	トップサポーターズプラン	ぬいぐるみ・アクリルスタンド（缶バッジ）	1回目のお支払い確認後	参加可能	○	全て購入可能	○	翌年度末
	ミドルサポーターズプラン	ぬいぐるみ・アクリルスタンド（缶バッジ）	1回目のお支払い確認後	抽選	○	対象製品のみ購入可能	○	翌年度末
	ライトサポーターズプラン	アクリルスタンド（缶バッジ）	1回目のお支払い確認後	×	○	対象製品のみ購入可能	○	翌年度末

より詳細につきましてはウェブサイト（<https://akarinomori.com/plan/?type=supporters>）にてご確認ください。

電気供給約款の見直し

当社は、2023年4月1日付で電気供給約款（低圧）の見直しを実施いたしました。このうち、電気料金メニューおよび料金単価以外の見直し内容は以下のとおりです。

■ 調達調整額の導入

当社は、お客様にお使いいただく電気の一部を、市場の急激な価格変動に対するリスクヘッジ等を目的として年間固定価格で調達しております。

この対応は急激な電力卸価格の高騰をお客様のご負担としない為の弊社独自の措置となり、予め価格高騰リスクを軽減させるものとなります。

これらの固定価格は仕入れ先による電源の入れ替え等により毎年度変動いたしますが、昨今の弊社電源調達環境から基準単価を5円に設定し、エリア毎に電源調達状況を踏まえ、変動幅を加味した各年度の調達調整単価を下限単価0円から上限単価6円の幅で設定させていただきます。各エリアの調達調整単価に使用量を乗じたものが「調達調整額」となります。調達調整額を導入し、電源の入れ替え等が発生した際は、電気料金に反映することで、調達価格に応じた電気料金の設定を可能とすることを目的としています。

当社は、毎年12月末までに次年度の4月分以降の電気料金に適用される調達調整単価の算定を行い、当社のウェブサイトに掲載する方法でお知らせいたします。なお、法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、当該年度の価格水準の維持が難しいと見込まれる場合には、年度内において当年度の調達調整単価を見直すことがあります。その場合は、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。

■ 価格改定に係る条項の追加

当社は、基本料金及び電力量料金について、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、みなし小売電気事業者がお客様の契約種別に相当する当該みなし小売電気事業者の契約種別、料金プラン等の基本料金もしくは電力量料金を改定（料金体系に影響を及ぼす約款等の改定を含む。）した場合、法令・条例・規則等の改正により変更の必要が生じた場合、電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従って電気供給約款（低圧）および料金表を変更し、各料金を見直しをすることができるものといたします。その場合は、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。

■ 託送料金の変更に係る条項の追加

2023年度より新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されます。今後は、託送料金の規制期間毎に託送料金が見直されることになります。

当社では、託送料金を見直しが行われた場合には、契約期間中においても、見直し後の託送料金を電気料金に反映させることができるものといたします。

なお、当該事由による電気料金の改定については、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。

■ 燃料費調整額の算出方法の変更

当社は、燃料費調整額にかかる「別段の合意のない限り、みなし小売電気事業者の約款等に準じて決定」とする記載に替え、燃料費調整額を、お客様の需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者の高圧・特別高圧の電気需給約款等における算出方法に準じて算出する規定を設けるものといたします。これは、当社の電力販売の内で高圧契約が多く、調達価格に占める燃料費調整額の影響が大きいためこのような措置をとるものです。当該みなし小売電気事業者が、燃料費調整の仕組みについて、市場価格調整単価や市場調整項を設け、燃料費調整額に替えて「燃料費等調整額」等を請求することとした場合や、離島ユニバーサルサービス調整額等を請求することとした場合にも、これに準じます。

ただし、契約期間中に当該みなし小売電気事業者が燃料費調整額の算出方法を変更した場合、当社は、当該契約期間中は、燃料費調整額を当該みなし小売電気事業者の変更前の高圧・特別高圧の電気需給約款等における算出方法に準じて

算出することといたします。そのような場合には、当社はウェブサイトにも燃料費調整額と算出根拠を掲載いたします。

■ なお、お客さまの料金プランが新たに設ける料金表記載のプランに移行するまでの間は、上記にかかわらず、従前の燃料費調整額の算出方法を継続させていただきます。また、2023年4月1日に行われた一般送配電事業者の託送供給等約款の変更による託送料金の値上げ分について、「託送費調整額」として、電気料金に反映させていただきます。

■ 環境配慮料金に係る記載

当社は、これまでメニュー毎に契約書等に記載しておりました環境配慮料金を統一し、環境配慮オプションプラン契約要綱に定めた上で、ウェブサイトに掲載することといたします。なお、環境配慮料金については、一律の費用を付帯するメニューのほか、お客様の要望に応じて複数のメニューの中から排出係数や支払額を選ぶことができるメニューも用意いたします。

当社は、環境配慮料金について、毎年12月末までに次年度の4月分以降の電気料金に適用される環境配慮料金の算定を行い、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。なお、法令や制度の変更、非化石価値取引市場の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、当該年度の価格水準の維持が難しいと見込まれる場合には、年度内において当該年度の環境配慮料金を見直すことがあります。その場合は、当社のウェブサイトに掲載する方法によりお知らせいたします。

■ 契約期間の見直し

お客さまごとに「需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日まで」としている契約期間を、「需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日まで」とし、以後は年度ごとの更新に変更いたします。

■ 解約等に係る条件の追加

当社は、法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、その状態が解消される見込みが立たず、当社による供給の継続が難しい状態となった場合には、解約日の2か月以上前の当社が適当と判断する日までにお客様に通知をすることにより、お客様との契約を解除することができることといたします。

■ 停電の場合の電気料金割引の終了

現在は、自然災害等による送配電設備の故障等により1日のうち延べ1時間以上電気の供給を中止または電気の使用を制限した場合に、電気料金の割引（基本料金の4%）を適用していますが、今後は当該割引を終了いたします。

■ 力率割引・割増しの廃止

低圧電力のお客さまについては、力率が85%を上回る場合には基本料金の割引を行い、85%を下回る場合には割増しを行っていましたが、一般送配電事業者の定める託送供給等約款での取扱いと同様に、力率割引または割増しを廃止いたします。